

# 金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)の概要

## 1. はじめに

#### <金融庁における業務継続の基本方針>

- 1. 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、 その早期回復に努める。
- 2. 当庁の業務継続性の確保のため、当庁の職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

#### 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

(関係省庁対策会議 H21.8策定、H26.3改定)

- 新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持 し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要。
- 中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、各府省における適切 な業務継続計画の策定を支援。

## 金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)(H22.8策定、H26.7改定)

○ 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症(未知の感染症))の流行を想定し、策定したもの。

## 2. 被害想定•実施体制

## く被害想定>

- 全人口の25%がり患
- 〇 医療機関の受診者:1,300~2,500万人
- 〇 死亡者:17~64万人(致死率:0.5%~2%)
- 〇 職員自身のり患や家族の世話、看護等のため、職員の最大40%程度が欠勤

## く実施体制>

政府新型インフルエンザ等対策本部 (本部長:内閣総理大臣)

政府新型インフルエンザ等対策 本部事務局(内閣官房)



## 金融庁新型インフルエンザ等対策本部

(政府新型インフルエンザ等対策本部設置後速やかに設置)



金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)

## 3. 実施・継続すべき業務

○ 新型インフルエンザ等発生時、真に必要な業務を継続し、不急の業務を縮小・中断することにより、真に必要な業務に行政資源を集中させるため、以下のとおり当庁業務を仕分け。

#### 【強化•拡充業務】

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するもの。
  - ・金融機関等の被害及び業務継続状況等の確認に係る業務
  - ・金融市場等における状況の確認に係る業務
  - ・金融機関に対する金融上の措置の要請に係る業務 等

#### 【一般継続業務】

- 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより 国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に 縮小することが困難なもの。
  - ·EDINETの運用管理業務
  - ・金融機関の財務の健全性・業務の適切性に関する監督業務(必要最低限のもの) 等

#### 【縮小・中断業務】

- 緊急性のない立入検査、調査
- ・研修・講演等の開催 等

## 4. 執行体制・執務環境の確保

○ 新型インフルエンザ等発生時における執行体制・執務環境を確保するため、業務の仕分けを 踏まえ、必要となる人員を確保するための人員計画等を内容とする業務継続マニュアルを課室 単位で作成。

### ≪業務継続マニュアルの内容≫

#### 執行体制の確保

- 〇 職員欠勤率40%を想定し、強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するために必要な最低限の人員確保のための方策
- 強化・拡充業務、一般継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するための 具体的な実施手順
- 〇 業務上の意思決定者である権限者がり患した場合に備えた権限委任についてのルール

#### 執務環境の確保

- 〇 業務継続に必要な物資の計画的備蓄方針
- 〇 システム運用支援事業者を含めた体制整備

## 5. 感染対策の徹底

- 庁舎内における感染対策のため、症状のある職員への対応や入館管理のルールを整備。
- O 対人距離(原則2m以上)の保持
- 手洗い、手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、職場の清掃・消毒
- 入館管理(発熱等の症状を有する来訪者の入庁制限等)
- 〇 職場で発症者が出た場合の措置